

# 平成 26 年度第 3 回岩手県私立学校審議会議事録

日時 平成 27 年 3 月 27 日 (金)

10 : 00 ~ 12 : 00

場所 岩手県庁 議会第 3 会議室

## 平成 26 年度第 3 回岩手県私立学校審議会

1 開催日時 平成 27 年 3 月 27 日（金） 10：00～12：00

2 開催場所 岩手県庁 議会第 3 会議室

3 出席者

[私立学校審議会委員]

佐藤 勝 会長 久保 榮子 委員 工藤 純世 委員

咲間 まり子 委員 新宮 由紀子 委員 須山 通治 委員

荻原 口子 委員 田代 高章 委員

[県]

佐藤総務部副部長

細川法務学事課総括課長 千葉私学・情報公開課長 佐々木主任主査

平澤主査 木下主査 高橋主任 古澤主事 中尾主事

4 欠席者

今西 界雄 委員 横田 禮子 委員

5 署名委員

久保 榮子 委員 工藤 純世 委員

6 会議の状況

別紙のとおり。

## 1 開 会

### ○佐々木主任主査

ただいまから平成 26 年度第 3 回私立学校審議会を開催いたします。主任主査の佐々木と申します。議事に入るまでの間、私が暫時進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

## 2 出席者の確認

### ○佐々木主任主査

会議に先立ちまして、委員の出席状況についてご報告いたします。本日は、今西委員と横田委員が欠席されております。委員 10 名中 8 名に御出席いただいておりますので、岩手県私立学校審議会運営規程第 5 条により定足数に達しておりますので、本日の会議が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、佐藤総務部副部長から挨拶を申し上げます。

## 3 挨拶

### ○佐藤総務部副部長

平成 26 年度第 3 回岩手県私立学校審議会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃から、本県の私学振興に御支援、御尽力をいただいていることに対しまして、改めて感謝申し上げます。

先日、平成 27 年度の当初予算が成立いたしました。私立学校関係予算につきましては、総額 60 億 9,200 万円余で、内訳では通常予算分が 59 億 1,100 万円余、震災対応分が 1 億 8,100 万円余であります。

通常予算では、私立学校の経常的経費に対して助成する私立学校運営費補助 41 億 2,300 万円余や、私立高等学校等就学支援金交付金 12 億 3,300 万円余など、私立学校が個性的で魅力ある教育の場として、本県の公教育の一翼を担っていただけるよう所要の助成措置を講じていくこととしております。

また、震災対応分では、東日本大震災津波により被災し、修学が困難となった生徒の授業料や入学金等の負担を軽減する私立学校被災児童生徒等就学支援事業費補助 1 億 1,100 万円余などを措置し、引き続き被災児童生徒等に対して支援して参ります。

本日の審議会では、学校の廃止認可、学校設置者の変更認可など、10 件の案件を御審議いただくこととなっております。

委員の皆さまには、本県の私立学校教育の充実のために、専門的、大局的な見地から御意見、御審議を賜るようお願い申し上げます、開会の挨拶と致します。

## 4 議 事

### ○佐々木主任主査

それでは、これより議事に入らせていただきますが、この後の議事の進行につきましては、審議会運営規程第 3 条第 1 項の規定により、佐藤会長をお願いいたします。

## **(1) 議事録署名委員の指名**

### **○佐藤会長**

まず、最初に議事録の署名委員を指名させていただきたいと思います。

議席番号1番の久保委員と議席番号4番の工藤委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、当審議会の会議の公開について確認いたします。当審議会は、県の審議会等の会議の公開に関する指針により原則公開で行うとされております。本日の審議会におきましても公開としたいと思いますがよろしいですか。

「異議なし」の声

それでは本日の審議会は公開として進めたいと思います。

なお、本日の会議録及び資料につきましては県のホームページに掲載されることとなっておりますので、念のため申し添えておきます。

## **(2) 諮問事項の審議**

### **○佐藤会長**

それでは、諮問事項の審議に入ります。諮問事項につきましては、資料に掲げてありますとおり9件と沢山ございます。議事の進行上、関連する諮問事項は併せて審議させていただきます。議案第1号と第2号については関連する諮問事項と思料されますので一括して審議します。私立学校の廃止認可及び学校法人の解散認可についてであります。事務局から説明願います。

### **○千葉私学・情報公開課長**

議案第1号及び議案第2号について一括して諮問させていただきます。

まず、議案第1号、「あけぼの幼稚園」の学校の廃止認可申請について、資料の1ページをお開き願います。

奥州市にあります「あけぼの幼稚園」の学校廃止認可申請について説明いたします。申請者は、学校法人見真学園でございます。

あけぼの幼稚園は、昭和50年に設置認可を受けて以来、39年の長きにわたり、地域の幼児教育施設として多くの卒園生を輩出してまいりました。

廃止の理由でございますが、近年の少子化に伴う園児数の減少、具体的には、定員に対する実員の割合である充足率が、過去5年平均で20.0%の充足率、平成26年度当初においては105名の定員に対し、園児15名と充足率14%となっており、幼稚園を運営していくことが困難であると、学校法人が判断したことによるものでございます。廃止の時期は、平成27年3月31日でございます。

現在在園している園児がおりますが、この園児の処遇でございますが、現在の5歳児は平成27年3月末をもって卒園しまして、小学校に入学いたします。4歳児以下の園児は全て近隣の幼稚園、保育園又は幼保連携型認定こども園に転園いたします。

教職員の処遇でございますが、資料記載のとおりであり、いずれも円満に交渉が進んだと伺っております。

次に、校地、校舎等の処分方法でございますが、あけぼの幼稚園を設置している学校法人見真学園は、幼稚園の廃止に伴い解散することとなりますが、学校法人の清算に伴い、借入金の代物弁済に充てられる予定でございます。

以上のことから、県といたしましては、「あけぼの幼稚園」の学校廃止認可申請については、認可相当と考えているものでございます。

引き続きまして、議案第2号、「学校法人見真学園」の解散の認可について、資料の3ページをお開き願います。

学校法人見真学園は、昭和50年7月22日に学校法人として設立認可を受け、あけぼの幼稚園の設置者として39年間学校運営を行ってきました。

しかし、先ほど議案第1号で説明したとおり、設置している「あけぼの幼稚園」を廃止するため、設置する学校が存在しなくなることから、理事会及び評議員会において学校法人の解散について決議し、今回解散する旨の申請がなされたものでございます。

残余財産の処分方法でございますが、平成27年3月31日の見込額として、「1 資産総額」が32,393千円余、その内訳として、校地・校舎等の基本財産が31,402千円余、現金預金の運用財産が991千円余となっております。

次に、「2 負債総額」が44,991千円余でございますが、その内訳は長期借入金である固定負債が36,000千円、短期借入金である流動負債が8,000千円、清算費用見込額が991千円余となっております。

次の「3 正味財産」でございますが、マイナス12,597千円余となっており、また、「4 負債の一部の債務免除」は12,597千円余となっております。これにより、「5 差引残余財産の額」がゼロとなるものでございます。これについては、「備考」欄をご覧ください。長期借入金36,000千円及び短期借入金8,000千円の合計額44,000千円でございますが、議案第1号においても触れましたが、校地・校舎等の基本財産を借入先に代物弁済することとしており、その弁済額の評価額は31,402千円余でございます。代物弁済後の残債務額12,597千円余でございますが、借入先から債務免除を受けることとされております。よって、「5 差引残余財産の額」については、ゼロとなるものでございます。

なお、清算終了の直前に「小口の現金預金等の残余財産」が生じた場合は、当該債務免除を踏まえて、借入先に返済することとしています。

以上のことから、「学校法人見真学園」における学校法人解散認可申請については、認可相当と考えているものでございます。

以上で議案第1号及び議案第2号の説明を終わります。

#### ○佐藤会長

ただいまの説明に対して御質問等ございませんか。

#### ○田代委員

廃止認可に直接関わることではないかもしれないが、園児の減少ということで、何でこれほど園児数が減っているのか。

#### ○千葉私学・情報公開課長

岩手県の過去5年間の充足率ですけれども、5年間平均で県内の私立幼稚園で63.4%となっております。それに対しまして、奥州市の平均が50.9%ということで、県内平均よりも奥州市の子どもの減り具合が厳しいのかなと捉えております。

#### ○田代委員

その中でも、このあけぼの幼稚園がということか。

## ○千葉私学・情報公開課長

そのとおりです。

## ○佐藤会長

他に御意見等は、ございませんか。

それでは、お諮りいたします。議案第1号と第2号について、認可を相当とする旨、答申してよろしいか。

「異議なし」の声

それでは、議案第1号と第2号の私立学校の廃止認可及び学校法人の解散認可について、認可を相当とする旨、答申することとします。

それでは、次に議案第3号と第4号については関連する諮問事項ですので一括して審議します。学校設置者の変更認可及び学校法人の解散認可について、事務局から説明願います。

## ○千葉私学・情報公開課長

引き続きまして、議案第3号及び議案第4号について一括して諮問させていただきます。

まず、議案第3号、「こぼと幼稚園」の学校設置者の変更認可申請について、資料の5ページをご覧ください。

奥州市にあります「こぼと幼稚園」の学校設置者の変更認可申請について説明いたします。申請者は、学校法人小鳩学園及び社会福祉法人無量寿会でございます。

こぼと幼稚園の設置者は、学校法人小鳩学園でございますが、設置者を社会福祉法人無量寿会に変更しようとするものであります。変更の理由でございますが、イメージ図に沿って説明させていただきます。8ページをご覧ください。図の左側をご覧ください。

こぼと幼稚園は現在、社会福祉法人無量寿会が設置する認可保育所「福原保育園」と連携して、現行制度下における「幼保連携型認定こども園」の認定を受けております。

なお、以降は、現行制度下で幼保連携型認定こども園の認定を受けた施設を「旧・幼保連携型認定こども園」と申します。

平成27年4月1日から施行される「子ども・子育て支援新制度」の一つであります、幼保連携型認定こども園は、いわゆる「認定こども園法一部改正法」の規定により、一つの『認可施設』として都道府県、政令指定都市又は中核市の認可を受けなければならないこととされています。

なお、以降は、新制度下における幼保連携型認定こども園の認可施設を「新・幼保連携型認定こども園」と申します。新・幼保連携型認定こども園のイメージは、図の右側をご覧ください。

旧・幼保連携型認定こども園は、図の左側のように幼稚園と保育所の認可があり、その上で質の高い教育と保育を連携して行っている施設に対して『御墨付き』を与えていたというイメージになります。一方、「新・幼保連携型認定こども園は、『御墨付き』ではなく、図の右側のとおり、一つの『認可施設』として行政庁が認可する、という仕組みに変更されるものでございます。

なお、図の右側下の③に記載しておりますとおり、「旧・幼保連携型認定こども園」の認定を受けている施設は、新制度施行日である平成27年4月1日に「新・幼保連携型認定こども園」の認可を受けたものとみなされます。これを「みなし設置認可」又は「みなし移行」といいます。この『みなし設置認可』が適用された場合、これまでの『幼稚園設置に係る学校教育法上の認可』及び『保育所設置に係る児童福祉法上の認可』は、自動的に失効することとなります。

よって、「新・幼保連携型認定こども園」は、学校教育法上の幼稚園という認可施設ではなくなり、認定こども園法で定める認可施設という位置付けになります。

そのため、「新・幼保連携型認定こども園」に移行する前の幼稚園に係る認可については、私立学校法で規定するものを除き、私立学校審議会への諮問・答申等の関与はなくなり、新たに条例で設置する合議制の機関、本県の場合は、保健福祉部が所管する「岩手県子ども・子育て会議」の「認定こども園部会」であり、また、盛岡市の場合は、「盛岡市子ども・子育て会議」でございますが、この合議制の機関が、「新・幼保連携型認定こども園」の認可に係る諮問・答申を行うこととなります。

また、「新・幼保連携型認定こども園」は、国、地方公共団体のほか、学校法人、社会福祉法人のみが設置できることとされているとともに、一つの認可施設として、単一の設置主体により設置しなければならないとされています。

このことから、現在こぼと幼稚園は学校法人、福原保育園は社会福祉法人が設置しておりますが、複数の法人で「旧・幼保連携型認定こども園」を設置している場合は、新制度施行日である平成 27 年 4 月 1 日までに、幼稚園又は保育所をいずれかの法人に事業譲渡し、設置主体の単一化を図らなければならないとされています。

今回の申請は、図の真中の表にありますとおり、新制度施行日を待たず、平成 27 年 3 月 31 日から、学校法人小鳩学園が設置する「こぼと幼稚園」を、「福原保育園」を設置する社会福祉法人無量寿会に事業譲渡、いわゆる幼稚園の設置者を変更しようとするものであり、新制度施行前に「旧・幼保連携型認定こども園」の設置主体を社会福祉法人に単一化し、新制度施行予定日である平成 27 年 4 月 1 日から「新・幼保連携型認定こども園」に「みなし移行」しようとするものでございます。

なお、社会福祉法人が幼稚園を設置することについては、学校教育法附則第 6 条により学校法人以外の者であっても認められているものであり、本県内では現在 2 園、北上市のいわさき幼稚園と盛岡市のなでしこ幼稚園でございますが、いずれも旧・幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園でございます。

それでは、認可申請書の審査結果について説明いたします。

まずもって、学校設置者の変更の認可については、原則として 1 段階審査を行っているところであり、今回初めて御審議いただくものであります。

学校設置者変更認可を行うためには、幼稚園事業に係る財産・負債の承継等が確実に担保されることが必要となります。別添資料の 9 ページにあります「事業譲渡契約書」をご覧ください。

平成 27 年 2 月 6 日付けで学校法人小鳩学園と社会福祉法人無量寿会との間で「事業譲渡契約」を締結しております。

契約書では、平成 27 年 3 月 31 日をもって学校法人小鳩学園の事業、いわゆる「こぼと幼稚園」及び資産を無量寿会に譲渡する旨が謳われており、学校設置者を変更するための根拠として適当であると認められるところでございます。

少し戻って 6 ページをお開きください。上の表は、平成 27 年度以降、いわゆる新制度施行後、新・幼保連携型認定こども園に「みなし移行」した場合の試算額を 2 年分記載したものでございます。

この表は、新しい社会福祉法人会計に基づき作成されております。「当期資金収支差額合計」をご覧ください。平成 27 年度・28 年度いずれも 4 百万円余のマイナスとなっております。これを社会福祉法人無量寿会に確認したところ、子ども・子育て支援新制度開始初年度のため収支見込額の算定が難

しく、収入額を少なめに見積もったが、今後、年度途中の園児増加が見込まれること、また、最終的には積立金の取り崩し等も可能ということで、安定した経営に努めると聞いております。

下の表をご覧ください。「2 定員等の状況」でございます。

定員数 120 名に対し、平成 26 年 5 月 1 日現在の実員が 92 名と若干下回っている状況でございます。

7 ページをご覧ください。「3 施設の状況」、「4 教職員数」、「5 幼稚園の規模・施設の状況」について、国及び県の基準への適合状況を表したものであり、いずれも適合しているものでございます。

なお、「こばと幼稚園」勤務の学校法人が雇用している教職員については、学校設置者変更後は、社会福祉法人が、幼保連携型認定こども園の教職員として引き続き雇用すると聞いております。

また、「5」の下の表の「参考」をご覧ください。本年 4 月 1 日から施行する予定の改正後の県内規に対しても基準に適合しているものでございます。

以上のことから、県といたしましては、「こばと幼稚園」における学校設置者変更認可申請については、認可相当と考えているものでございます。

引き続きまして、議案第 4 号、「学校法人小鳩学園」の解散の認可について、資料の 11 ページをお開きください。

学校法人小鳩学園は、昭和 56 年 12 月 28 日に学校法人として設立認可を受け、こばと幼稚園の設置者として 33 年間学校運営を行ってきました。

しかし、議案第 3 号で説明したとおり、設置しているこばと幼稚園を社会福祉法人無量寿会に事業譲渡するため、設置する学校が存在しなくなることから、評議員会及び理事会において学校法人の解散について決議し、今回解散する旨の申請がなされたものでございます。

残余財産の処分方法でございますが、平成 27 年 3 月 31 日の見込額として、「1 資産総額」が 113,955 千円余、その内訳として、校地・校舎等の基本財産が 94,380 千円余、現金預金等の運用財産が 19,575 千円余となっております。「2 負債総額」でございますが、未払い金、前受金等の流動負債が 5,092 千円余、となっております。「3 正味財産」でございますが、107,639 千円余となっており、また、「4 正味財産ベースの事業譲渡額」は、同額の 107,639 千円余となっております。

なお、清算終了の直前に「小口の現金預金等の残余財産」が生じた場合は、社会福祉法人無量寿会に帰属することとしています。

以上のことから、「学校法人小鳩学園」における学校法人解散認可申請については、認可相当と考えているものでございます。

以上で議案第 3 号及び議案第 4 号の説明を終わります。

#### ○佐藤会長

ただいまの説明に対して御意見等ございませんか。

#### ○須山委員

元々こばと幼稚園と福原保育園は別の場所にあったのか。

#### ○千葉私学・情報公開課長

道路を挟んで向かい合った場所である。

#### ○須山委員

これから認定こども園として一つの施設として運営していくとき、道路を挟んだ二つの建物、土地という状態で、両方を利用していくということになるのか。



**○千葉私学・情報公開課長**

そのとおりです。機能的にはいわゆる幼稚園児、保育園児と一緒に処遇する訳ですが、1号認定、2号認定、3号認定別に教室等を分けて運営するということも考えられる。

**○佐藤会長**

その場合施設の名称は、こばと幼稚園と福原保育園となるのか。

**○高橋主任**

名称については「認定こども園こばとこども園」となる予定です。

**○佐藤会長**

名前は変わるのが普通なのか。

**○高橋主任**

法人の選択によっては、やはり「幼稚園」の名前を残したいという所もありますので、例えば、「認定こども園〇〇幼稚園・保育園」という名称にされる所もありますし、「〇〇こども園」とされる所もあります。その辺りについては、幼稚園の名称使用制限等に抵触しない限りは、幼稚園という名前も使えますので、その中で選択することになります。

**○佐藤会長**

他に御意見等は、ございませんか。

それでは、お諮りいたします。議案第3号と第4号について、原案どおり認可を適当とする旨、答申してよろしいか。

「異議なし」の声

それでは、議案第3号と第4号の学校設置者の変更認可及び学校法人の解散認可について、認可を適当とする旨、答申することとします。

それでは次に議案第5号、第6号と第7号、これは学校の廃止認可についてですので、一括して審議します。事務局から説明願います。

**○千葉私学・情報公開課長**

引き続きまして、議案第5号、議案第6号及び議案第7号について一括して諮問させていただきます。盛岡市の「月が丘幼稚園」、奥州市の「日高幼稚園」、及び一関市の「一関幼稚園」の学校廃止認可申請についてでございます。

廃止の理由ですが、それぞれの幼稚園を母体として、平成27年4月1日から「幼保連携型認定こども園」に移行することで、いわゆる新幼保連携型認定こども園でございますが、それぞれの認可権者からその設置認可を受けるため、学校の廃止認可が必要となるものでございます。

新制度施行により、「新・幼保連携型認定こども園」は、先に説明したとおり「一つの認可施設」となります。

よって、認可を受けた私立幼稚園を母体として、平成27年4月1日以降に「新・幼保連携型認定こども園」に移行する旨の設置認可を受ける場合、学校教育法上の幼稚園の設置認可を廃止する必要があります。

なお、先に説明した「こばと幼稚園」の様な「みなし移行」については、新制度施行日と同日付けで私立幼稚園の設置認可が自動的に失効するため、学校廃止認可を受ける必要はありません。

廃止の時期でございますが、平成27年3月31日をもって廃止するものでございます。

園児の処遇でございますが、平成 26 年度末で卒園する園児を除いて、引き続き新たな幼保連携型認定こども園に在籍することとしております。

教職員の処遇でございますが、引き続き新たな幼保連携型認定こども園で勤務することとしております。

校地、校舎等の処置方法でございますが、引き続き幼保連携型認定こども園で使用することとしております。

以上のことから、「月が丘幼稚園」、「日高幼稚園」及び「一関幼稚園」の学校廃止認可申請については、認可相当と考えているものでございます。

以上で説明を終わります。

#### ○佐藤会長

ただいまの説明に対して御意見等ございませんか。

#### ○須山委員

前の案件は、元々幼稚園と保育園を運営する別法人があつて、それを一体化させる。この場合は、幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行するということですが、保育所機能を担っていたものが別にあつた訳ではないのか。

#### ○千葉私学・情報公開課長

幼稚園が保育所機能を持つように、今回新たに整備したということです。

#### ○須山委員

その部分の設置の認可というのは新たに要らないのか。

#### ○高橋主任

今回の制度移行に合わせて現行幼稚園が保育所機能を兼ね備え、4月1日付けで新幼保連携型認定こども園の認可を受けることになるのですが、その場合、施設の二重認可ということになりますので、今までの幼稚園については学校教育法上の廃止認可を受ける必要があるものです。

#### ○千葉私学・情報公開課長

新幼保連携型認定こども園の認可については、子ども子育て会議の部会で行うこととなります。

#### ○田代委員

先ほどの話とも関わるのですが、廃止時期の3月31日といえは来週になる訳です。今回の議案にはなっていますけれども、もう事実上認めざるを得ない訳ですから、今の時期にこの議案を審議するには違和感があります。

新しい部分が子ども子育て会議の方で認可されていれば大丈夫ということが前提にあるのだらうと思うのですが、その辺り配慮していただいた方がいいのかと思います。そうしないとこの審議会がダミーみたいになってしまつて、あまり議論している意味が無くなつてしまう。

#### ○千葉私学・情報公開課長

新制度自体が後手後手に回っている部分があり、我々も非常に困惑している部分がありますが、いずれにしても早め早めの審議ということで、審議会の機能が損なわれないような形で、今後は進めて参りたい。

#### ○佐藤会長

他に御意見等は、ございませんか。

それでは、お諮りいたします。議案第5号、第6号と第7号の私立学校の廃止認可について、認可を相当とする旨、答申してよろしいか。

「異議なし」の声

それでは、議案第5号、第6号と第7号の私立学校の廃止認可について、認可を相当とする旨、答申することとします。

それでは、次に議案第8号の私立学校の廃止認可について審議します。事務局から説明願います。

#### ○千葉私学・情報公開課長

続いて、議案第8号について、資料の19ページをお開き願います。

水木舞踊学校に係る各種学校の廃止認可について御説明いたします。

盛岡市にある水木舞踊学校は昭和23年に設置認可されて以来、舞踊学校として多くの卒業生を輩出してきました。

平成21年11月に設置者が亡くなり、後継者で設置者の孫にあたる水木歌寿さんが運営してきましたが、現在では東京に在住する水木歌寿さんが盛岡を訪れた際に学校を開いている程度でございます。

また、在籍する生徒は51名ですが、長年休学している方もあり、実際に学校に通う生徒は20名ほどであります。

今般、水木歌寿さんより設置者が亡くなったこと、学校運営の継続が困難であること、今後も入学志願者は少ないと見込まれることから今年度をもって学校を廃止することとしたい旨の申請があったものです。

生徒については、各教員個人の舞踊教室に預け、教職員については、個人の舞踊教室に徹することから学校を廃止することによる生徒教員への影響はありません。校地校舎については、水木歌寿さんが個人の別邸として使用することです。

以上のことから、県といたしましては、「水木舞踊学校」の学校廃止認可申請については、認可相当と考えているものでございます。

以上で説明を終わります。

#### ○佐藤会長

ただいまの説明に対して御意見等ございませんか。

#### ○須山委員

こういう学校にも補助金は出ているのか。

#### ○千葉私学・情報公開課長

各種学校には出ておりません。

#### ○佐藤会長

他に御意見等は、ございませんか。

それでは、お諮りいたします。議案第8号について、原案どおり認可を相当とする旨、答申してよろしいか。

「異議なし」の声

それでは、議案第8号の私立学校の廃止認可について、認可を相当とする旨、答申することとします。

次に議案第9号の高等学校の学科の廃止認可について審議します。事務局から説明願います。

## ○千葉私学・情報公開課長

議案第9号を諮問させていただきます。議案第9号、「盛岡中央高等学校」の学科の廃止認可申請について、資料の21ページをお開きください。

盛岡市にあります「盛岡中央高等学校」の学科の廃止認可申請について説明いたします。申請者は、学校法人龍澤学館でございます。

平成24年9月開催の私学審議会において、収容定員に係る学則変更についてご審議いただき認可した案件について、当初の構想が完成したものであります。

廃止の理由ですが、「自動車工学科」及び「情報処理科」について、近年、卒業後の就職が困難になっており、定員に対する入学者の割合が大幅に下回る状況が続いたことから、平成25年度から既に募集を停止し、その定員を普通科に改編しておりました。

平成27年3月をもって「自動車工学科」及び「情報処理科」に在籍する生徒が全員卒業したことから、両科を廃止しようとするものです。

廃止の時期は、平成27年3月31日付けでございます。

教職員の処遇でございますが、引き続き盛岡中央高等学校の教職員として、又は、学校法人龍澤学館が設置する他部門において雇用を継続するものと伺っております。

以上のことから、盛岡中央高等学校の学科の廃止認可申請については、認可相当と考えているものでございます。

## ○佐藤会長

ただいまの説明に対して御意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。議案第9号について、原案どおり認可を適当とする旨、答申してよろしいか。

「異議なし」の声

それでは、議案第9号の高等学校の学科の廃止認可について、認可を適当とする旨、答申することとします。

それでは、次に協議事項の協議に入ります。議案第10号の専修学校の設置計画について協議します。事務局から説明願います。

## ○千葉私学・情報公開課長

続いて、議案第10号について、資料の23ページをお開き願います。盛岡看護医療大学の設置計画について御説明いたします。

今回お諮りする内容は、学校設置認可の前段階に当たる、設置計画の協議でございます。県といたしましては、計画内容の審査をいたしましたところ、専修学校設置基準に沿っているものと認められたことから、本日の審議会におきまして、委員の皆さまに御意見をお伺いするものでございます。

内容について御説明いたします。

学校設置を計画しておりますのは、盛岡市内に盛岡中央高等学校のほか6つの専修学校等を設置している学校法人龍澤学館でございます。質の高い医療サービスを提供できる看護師を養成する専修学校として「盛岡看護医療大学校」を設置する計画でございます。

校地校舎の場所は、盛岡市中央通りであり、盛岡駅から盛岡の中心地に向かい徒歩10分という至近距離にあり、JR又はIGRの電車やバスを利用した通学にも適した場所に設置するものでありま

す。設置する建物は8階建であり、1階から3階部分は同法人が運営する盛岡医療福祉専門学校が入っており、残る4階から8階部分に設置するものであります。

盛岡医療福祉専門学校の他、近隣には当該法人の専門学校があり、学校運営などにおいて協力・連携を図ることができます。

設置の目的は、「職業人としての素養を身につけ、日々の研鑽努力を惜しまず行える力を養い、より地域に根差した医療・看護をはじめ、保健、福祉の場で貢献できる有能な人材育成を目指す」とされており、設置する学科は「看護学科、修業年限3年、入学定員40人」で、総定員は120人となっております。

計画では、教職員は3年計画で採用を進めていくこととしており、開設年度は教員32名うち専任教員10名、兼任教員22名、2年次は教員50名のうち専任教員10名、兼任教員40名、3年次は教員53名のうち選任教員10名、兼任教員43名を見込んでおりますことから、教員数4名以上、うち専任3名以上という専修学校設置基準を満たすものであります。

校地校舎につきましては、校舎面積は2,161.22㎡でありますので、専修学校設置基準の500㎡以上を満たすものであります。

施設設備の整備にあたっては、自己資金の他、県保健福祉部医療政策室が担当する看護師等養成所施設設備整備事業補助を活用する予定であります。

収支予算については、生徒数を定員で見込んでおります。安心して学習できる環境を提供しながら定員を確保し、収支均衡になるよう学校運営を行っていくとございます。

専修学校の手続きに加え、看護師養成所の指定を受けるため諸手続きを行い、平成27年12月までに東北厚生局から指定を受ける予定であると聞いております。

今後の専修学校に係る認可の手続きとしましては、今回の計画で御意見をいただき、学校開設年度、平成28年度となりますが、その前年度、今年の7月末までに本申請の提出を受け、9月の私立学校審議会において、学校設置認可申請内容に御意見を頂くものでございます。

以上のことから、当該計画は専修学校設置の基準を満たしている計画となっており、県としては、専修学校設置の計画は妥当と考えております。

なお、今後の認可等の手続きの詳細についてございますが、今回お諮りしております設置計画について、審議会の御了解が得られれば、学校法人龍澤学館では、教職員の採用、教育課程の編成等の開校に向けた具体的な準備に入るものでございます。

学校教育法第130条第1項の規定に基づく、学校設置認可申請につきましては、県におきまして改めて内容を審査したうえで、審議会への諮問・答申といった手順を経まして、認可することとなるものであります。

このような、いわゆる2段階審査の手続きであることをお含みいただき、現地点の設置計画が認可基準に照らしてどうかといったことのほか、専門的、大局的な見地から御審議賜りますようお願いを申し上げます。

なお、本日お配りしております一枚ものの県内看護職員養成施設一覧がございます。現在の看護師養成施設はこのような状況となっておりますので、参考に願います。

説明は、以上であります。

**○佐藤会長**

ただいまの説明に対して御意見等ございませんか。

**○佐藤会長**

今後のスケジュールについて確認したい。これが2段階審査の1回目で、それから9月の2回目の審査を経て認可となるのか。

**○千葉私学・情報公開課長**

先ほども申し上げましたとおり、教職員の採用を行っていく他、建物の4階から8階の改装が必要となりますので、それらを経た上で、7月に申請書が提出される予定です。その施設が適切かどうかについて我々の方で確認しましてから、9月の審議会にお諮りするという手順になります。

**○佐藤会長**

そうすると、9月までの間に留意すべき事項、或いは見直すべき事項とかを確認できるのは、今の場でしかないということか。

**○千葉私学・情報公開課長**

そういうことになります。

**○田代委員**

建物は既存の建物を活用するということか。

**○千葉私学・情報公開課長**

中央通にある元の鹿島ビルを龍澤学館が取得しまして、今は1階から3階は別の専修学校が入っておりますが、4階から8階を活用して看護師養成施設を作るというものです。

**○須山委員**

今、4階から8階はどうなっているのか。

**○千葉私学・情報公開課長**

今は空きスペースとなっております。

**○新宮委員**

看護、医療を今後も充実していかなければいけないということは少なからず理解しているところですが、少子化がかなり進む中、例えばですが、看護の仕事に就きたかったけれども短大とか大学には倍率が高くて入れなかったという生徒さんが多いというような背景もあって、ここでは生徒さんを必ず120人獲得できるという見込みみたいなものがあつてのことでしょうか。

**○千葉私学・情報公開課長**

現実、県内はかなり看護師が不足しております。確かに県立大学となると難しくて入れないという生徒さんも居られると思いますが、残念なことながら県立大学を出ても県内に就職しないで県外に出る方もあり、県内はどうしても看護師さんが不足している現状にあります。例えば県立病院は募集してもなかなか受験者が居らず、結局定員割れとなるような状況が続いており、今後高齢化が進む中、看護師を養成していかななくてはいけないという背景を踏まえ、龍澤学館さんがこういう養成所を作る方が良いでしょうということで判断されたものと思っております。

**○新宮委員**

県としても看護師になる人が少なく、医師を含めてどんどん減って大変だという事情も理解しておりますが、現実看護に進みたい生徒が減っていく中、この学校に進学する生徒さんが本当に120人居

るのであれば、この位置付けは非常に良いと思うのですが、その辺のデータは特に無いまま、「医療関係者が少ないからまず学校を設立しよう」ということなのか。

#### ○千葉私学・情報公開課長

基本的に看護師が不足しているという現状があり、委員が仰るように看護師を目指す人が、母数がどんどん減っていくという状況があります。ただし、少なくとも高齢化が進む中、医療機関や介護施設では看護師さんがどうしても必要となりますので、そういったことも含めてそれは県全体として看護師になって下さい、という形の盛り上げといいますか、医師も含めてですが、そういった形で目指す人を増やす取り組みは県としてもしていかなければならないのかなと、我々の所で話せる立場ではないんですけども、県としてもそのように考えていると思います。

#### ○新宮委員

県としてやるのであれば、一個人の意見として、差別化をして、この医療の学校に行くよりも他の学校では学ばない何か優位性がある生徒を120人獲得できるとか、ここであれば今まで受験されない子達も、他の専門学校に行く子達も、看護を習いたいという思いも湧いてくるのかなという、何か特別なものがあるのかと思ったのですが、この目的を見る限り、どこの看護学校が掲げているような、医療としてよく目にするような目的だと思うので。

#### ○千葉私学・情報公開課長

看護師の養成施設としては、試験を受けるための資格を取るところですので、最低限の教養といえますか知識といったものは与えなければならない施設だと思います。その中で差別化していくということになると、なかなか厳しいと思いますけれども、やはりそれは、例えばこの学校に入ると良い所に就職できるとかという形で、教育内容をどんどん高めていくという努力が必要なのかなと思っております。なかなか授業の内容で全く別にするという訳には、一定程度の知識が必要な看護師ということになりますと難しいのかなというふうに私も思います。

#### ○細川法務学事課総括課長

龍澤学館で今回の申請に当たりまして、法人が調べたところでは、県内の高校を卒業した生徒のうち、県外の養成施設に入学した生徒が89人居たとのこと。出来れば、そういった県外に行く生徒を県内の学校への入学を促していきたい、生徒を確保していきたいということで、各高校を今後訪問して生徒の確保に努めていきたいという意欲を示していたようであります。

#### ○佐藤会長

需給見通しからすれば、現実的に看護師不足ということはある訳ですし、県の方では既存の養成学校の志願倍率がどうなのか、かなり超過しているということであれば、新宮委員のお話しの一つの答えになるのではないかと。

今、それぞれの学校に定員があると思いますが、定員40人に対して50人、60人が受験して、そして残念ながら入学できなかった生徒さん達が沢山居られれば、その受け皿にもなるだろうということは想定されます。先ほどのお話しにあるとおり、他県に流れる方々の受け皿にもなる。

#### ○千葉私学・情報公開課長

専修学校の看護系学科の充足率でございますけれども、平均で88.7%と、決して100%になっていない状況にあります。やはり作れば生徒が集まるというものではないということですので、いかに魅力を伝えていくかということが必要になると思いますし、先ほど申し上げましたけれども、看護師不

足でありますので、県としてもそういった看護師を増やす取り組みを行っていかねばならない、そういう働きかけを中学生とか高校生の皆さんに、将来こういう職業に就きませんかという呼びかけもしていかなければいけない時代になっているということかと。

**○佐藤会長**

充足率が100%となっていないのであれば、必要なことなのでしょうね。

**○須山委員**

県外に行くのが89名とのことでしたが、県外に行く理由というのはどのようなことが挙げられるか。

**○細川法務学事課総括課長**

正確な理由までは把握できていませんが、或いは県内の学校より他県の学校に魅力を感じて入学される方もいらっしゃると思われます。後どこに居住しているかにもよるとは思われますが、例えば、県南に住んでいる生徒さんであれば、宮城県に流れていく方もいらっしゃるのでは。

**○佐藤会長**

今お話いただきましたけれども、私の記憶であれば看護学校は秋田とか青森には無いみたいで、逆に盛岡とか岩手県に流れてくるという、そういう方も結構いると思われます。差し引きすればどうなるか分かりませんが、他県からも入っているということは実態としてあろうかと思われます。

**○咲間委員**

秋田の赤十字大学には看護学科があったかと思えます。確かに看護師は不足している状況にありますが、充足率がこれだけ不足している中、この専修学校に「こういう看護師さんを作りたいんだ」というビジョンがあって、それでここに120名が集まるというならば、それはすごく良いことだと思います。

**○田代委員**

関連すると思えますが、今回のこれは協議事項ですから、いわゆる設置基準に関する形式的な審査となっていますけれども、本当は中身が大事になると思えます。ですから、カリキュラムであるとか、或いは指導能力がある専任教員が配置されているとか、そういう部分がしっかり議論されないと、数だけ多くあればいいという問題ではないですから、もっと大局的な見地から判断していく必要があります。カリキュラムの内容は、2回目の9月の審議会で示されるのですか。

**○千葉私学・情報公開課長**

カリキュラムとかの教育の質を保つ部分については、厚生労働省、具体的には東北厚生局で審査をして適当であれば認可するという形となっております。

**○佐藤会長**

東北厚生局の審査は何月頃になるのですか。

**○千葉私学・情報公開課長**

12月頃に予定されております。

**○佐藤会長**

それでは我々の審査が終わった後になりますね。

**○千葉私学・情報公開課長**

そうなります。



## ○田代委員

専任教員 10 名の中身も問われるかと思えます。場合によっては定年退職された高齢の方を配置して人数を補填しますといったケースも想定されます。それが果たして今の今日的な、先端的な医療の指導技術を教授、伝授していくに相応しい資質、能力を備えた方であるのか。それについては、東北厚生局で判断されると思いますが、そういう全体的なビジョンが、我々の審議にも必要ではないかと思えます。

## ○佐藤会長

今のお話を聞いていますと、それはその通りで、実のある審査をすべきだと思いますし、単に基準に合っているかだけではなく、いろいろ絡めた形で審議するのが尤も妥当なのですが、これが我々も悩むところであって、そこまで踏み込めるのかということがあります。形が整っていれば認可というところからすればやむを得ないのではないのでしょうか。後はいつも言うように指導機関である県において、指導を徹底してもらえばいいなと思えます。

## ○千葉私学・情報公開課長

次回の、9月に予定されております審議会におきまして、可能であれば、そういった具体的な教職員の配置状況とかについても情報提供させていただきたいと存じます。

## ○田代委員

実習先はどうなっているのですか。

## ○咲間委員

実習先は確保してあるはずですが、そうでないと設置が出来ませんので。

## ○田代委員

それは前提だろうと思うのですが、40人の生徒だと1箇所では賄えないかなど。

## ○千葉私学・情報公開課長

実習先につきましては、周辺の市町村にあります病院や施設から既に了解を得ているということで、母性看護学や小児看護学については盛岡周辺のほか、北上市内の総合病院でも実習を予定しているとのこと。

## ○佐藤会長

それでは、今回委員の皆さんから建設的な意見がかなり出ましたので、それらも踏まえた上で、県において内容を精査しながら、9月の審議会には資料を出していただいて審査するという形をお願いしたいと思います。その時には認可まで踏み込むわけですから、それに相応するような、きちっとした資料を出していただければと思います。

それでは、お諮りいたします。議案第10号について、原案どおり計画を了承することとしてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

それでは、この設置計画については了承するというので、9月に更なる吟味された、充実した審議が出来るように提案していただければと思います。

## ○田代委員

あと、設置の目的の文章がちょっと長すぎる気もします。

## ○千葉私学・情報公開課長

分かりました。

## ○佐藤会長

5の報告事項に移ります。

## 5 報告事項

(1) 平成26年度第2回私立学校審議会答申に係る許可事項について

(2) 全国私立学校審議会連合会第69回総会の概要について

(3) 平成27年度私立学校審議会について

## ○佐藤会長

報告事項について、1、2、3一括して説明いただけますか。

## ○千葉私学・情報公開課長

資料別冊の岩手県私立学校審議会報告事項資料に従って説明させていただきます。1ページ目、報告事項1でございます。

平成26年度第2回私立学校審議会答申に係る認可事項についてでございます。1から6までの許可事項につきまして、第2回の審議会でご審議いただき、「可」とする答申をいただいたところでございます。それに基づきまして、平成26年10月1日付けで1から6の認可を行ってございますのでご報告いたします。

なお、2の(3)と4についてですが、2の(3)の福岡幼稚園の設置者変更認可及び4の学校法人明照学園の解散認可につきましては、設置者変更日、学校法人解散日を平成27年4月1日から平成27年3月31日にそれぞれ変更して認可してございます。諮問の際は4月1日ということで諮問いたしました。認可は3月31日付けで変更して認可してございます。その理由につきましては、正確に話すと長くなりますので簡単にご説明申し上げますけれども、私立幼稚園の職員さんの退職金の受給が不利にならないようにするため、新制度が始まる前日の3月31日までに設置者の変更を行う必要があるということによるものでございます。

結局4月1日に設置者を変更しますと、社会福祉法人の入っている退職者の制度に入らなくてはいけないというのと、今までの私学の方で入っていた制度に入る二重加入になるか、或いは今まで入っていたものを止めて一つにするかになります。そうすると今まで入ってきたのが全く無駄になってしまうということになりますので、4月1日に社会福祉法人が入る退職金の制度には入らないで、これまでの制度を続けていくといったようなことが必要になりますので、3月31日付けで変更をしなくてはいけないということでございます。

これも新制度移行の絡みで、こういった形の処理となっておりますので、ご報告いたします。

## ○木下主査

報告事項の2につきまして、ご説明いたします。

全国私立学校審議会連合会の第69回総会が10月30日から31日の2日間、岡山県で開催されました。総会の概要については、(1)私立学校審議会委員功労者表彰、(2)報告・協議事項ということで、25年度の事業実績、決算等の報告がなされました。

功労者表彰については、平成26年6月まで本審議会の委員でございました大森前委員と柏前委員が、

私立学校審議会委員功労者表彰を受賞されたところです。専門部会の協議議題については、第1から第3の部会で協議され、第1部会では専修学校・各種学校に対する現状の把握及び指導等について、第2部会では新幼保連携型認定こども園への移行に伴う幼稚園廃止認可等について、第3部会では収容定員の増加申請に対する私立学校審議会の対応について等が協議されたところです。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

### ○高橋主任

続きまして報告事項3、平成27年度私立学校審議会についてでございます。

簡単に申しますと、今まで私立学校審議会は、7月、9月、3月と年3回の開催としておりましたが、今般新幼保連携型認定こども園という制度が出来たことに併せて、幼稚園の廃止認可を行う必要があるのですが、下半期の審議会が従来の3月のみの開催だけでは、スムーズな新幼保連携型認定こども園への移行が阻害される可能性があるということで、仮に案件がある場合には12月にも開催したいと考えておりました、これまで最大3回の開催でしたが、案件次第では4回の開催となる場合もございますので、ご了解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

### ○千葉私学・情報公開課長

次に報告事項の4でございます。10ページをお開き願います。

これは、岩手県私立学校新設等一覧として作成したのですが、基本的には今年度第1回から第3回までの審議会においてご審議いただいたものを、今回も認可するとすればこのようになりますということの一覧表でございます。ただ、一つだけ審議会に掛けていない案件がありますので、それについてご説明いたしますが、下から3段目でございます。

学科新設、国際医療福祉専門学校一関校でございます。学校法人阿弥陀寺教育学園が理学療法科を4月1日から設置いたしますが、これは専修学校の目的の変更を伴わない学科の新設でございますので、審議会には掛けてございませぬけれども、いずれにしろ理学療法科を4月1日から開設することで、昨日の新聞等でも報道されましたけれども、4月1日から理学療法士を育成するための施設が開設されるということでございます。これにつきましては、看護師の養成施設と同様に東北厚生局の認可を受けているものでございますのでご報告いたします。

以降のページにつきましては、例えば12ページですと今年度の審議会の審議結果を踏まえた形で網掛けで書いてありますが、こういった形で変わっていますということを反映した形となっておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。以上でございます。

### ○佐藤会長

盛り沢山のご説明をいただきましたが、委員の皆さんからご意見ご質問はございませんか。

### ○佐藤会長

報告事項3で審議会の予定を聞きましたけれども、この開催時期について今一度確認します。

### ○高橋主任

この通知を出した時点では、平成27年4月1日から廃止をする場合には1月末までに申請を出していただいて3月の審議会に諮問するというものですし、8月から9月に幼保連携型認定こども園の設置を予定している場合には9月の審議会に諮問します。1月から3月、これが新しく追加される予定でございますが、もし仮に案件があった場合ということでございますけれども、12月中の審議会に諮

問して1月から3月に廃止、幼稚園の廃止及び新幼保連携型認定こども園を設置認可ということで考えてございます。

**○佐藤会長**

ということは、新年度の審議会は、7月と9月と12月と翌年の3月の開催と、こう理解すればよろしいか。

**○高橋主任**

案件がある場合でございますが。

**○佐藤会長**

その他、何かございませんか。

無ければ、その他ということで事務局において何か予定しているものはございますか。

**6 その他**

**(1) 審議会委員報酬について**

**(2) 審議会委員の辞任について**

事務局よりそれぞれ説明。

**○佐藤会長**

委員の皆さんから何かこの際ということで、ご意見ございませんか。

**7 閉 会**

**○佐藤会長**

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。ご協力ありがとうございました。